平成２３年（フ）第５６５号
京都府南丹市美山町静原桧ノ浦７、住民票上の住所京都府南丹市美山町板橋堂ケ谷９番地２
債務者　中島石油店こと　中島　直明
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神谷　孝司
4　破産債権の届出期間　平成23年６月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月５日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６５号
岐阜県中津川市瀬戸85番地
債務者　松井　恒夫
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　美和　勇夫
4　破産債権の届出期間　平成23年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第４２号
茨城県北茨城市磯原町上相田1076番地の４
債務者　前山　康徳
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　識之
4　破産債権の届出期間　平成23年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月29日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１９号
京都府綾部市西原町北中山28番地
債務者　上田　陽介
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富永　　明
4　破産債権の届出期間　平成23年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第１２３号
釧路市住吉１丁目９番22号　太田マンション１階106号
債務者　安藤　成章
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅本　英広
4　破産債権の届出期間　平成23年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午後４時15分
6　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第８８号
茨城県古河市水海2514番地１
債務者　橋本　光子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　和裕
4　破産債権の届出期間　平成23年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２９８４号
横浜市磯子区坂下町10番18号
債務者　志村美奈子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊澤　一美
4　破産債権の届出期間　平成23年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月12日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９号
石川県小松市八幡町139番地
債務者　田中　良男
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　昌之
4　破産債権の届出期間　平成23年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第２７３号
静岡市清水区中河内4093番地
債務者　細川　國廣
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　博史
4　破産債権の届出期間　平成23年６月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４９号
静岡市駿河区富士見台１丁目６番27号
債務者　林　　哲也
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田康太郎
4　破産債権の届出期間　平成23年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月23日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７９号
長野市稲里町中央３丁目11番５号
債務者　赤羽　幸美
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳澤　修嗣
4　破産債権の届出期間　平成23年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６５８号
埼玉県上尾市須ケ谷１丁目76番地１
債務者　卜部　　操
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　隆治
4　破産債権の届出期間　平成23年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９号
名古屋市北区清水４丁目12―14　ラフォーレシミズⅢ８Ｆ802号、住民票上の住所高山市神田町１丁目71番地
債務者　宮沢　　隆
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪下　六代
4　破産債権の届出期間　平成23年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月12日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３７号
岩手県一関市萩荘字川崎94番地　アークハウス沢103
債務者　須藤美智子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第１８９号
函館市的場町17番33号
債務者　織田　功二
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
函館地方裁判所